

生 公 交 協 第 2 号
令 和 3 年 5 月 1 7 日

国土交通省近畿運輸局長 殿

氏名又は名称 生駒市地域公共交通活性化協議会
住 所 奈良県生駒市東新町8番38号
代表者氏名 会長 小紫 雅史

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

〒630-0288

住所 奈良県生駒市東新町8番38号

所属 生駒市建設部事業計画課

担当者名 安淵 真鈴

TEL 0743-74-1111 (内線 696)

FAX 0743-73-3605

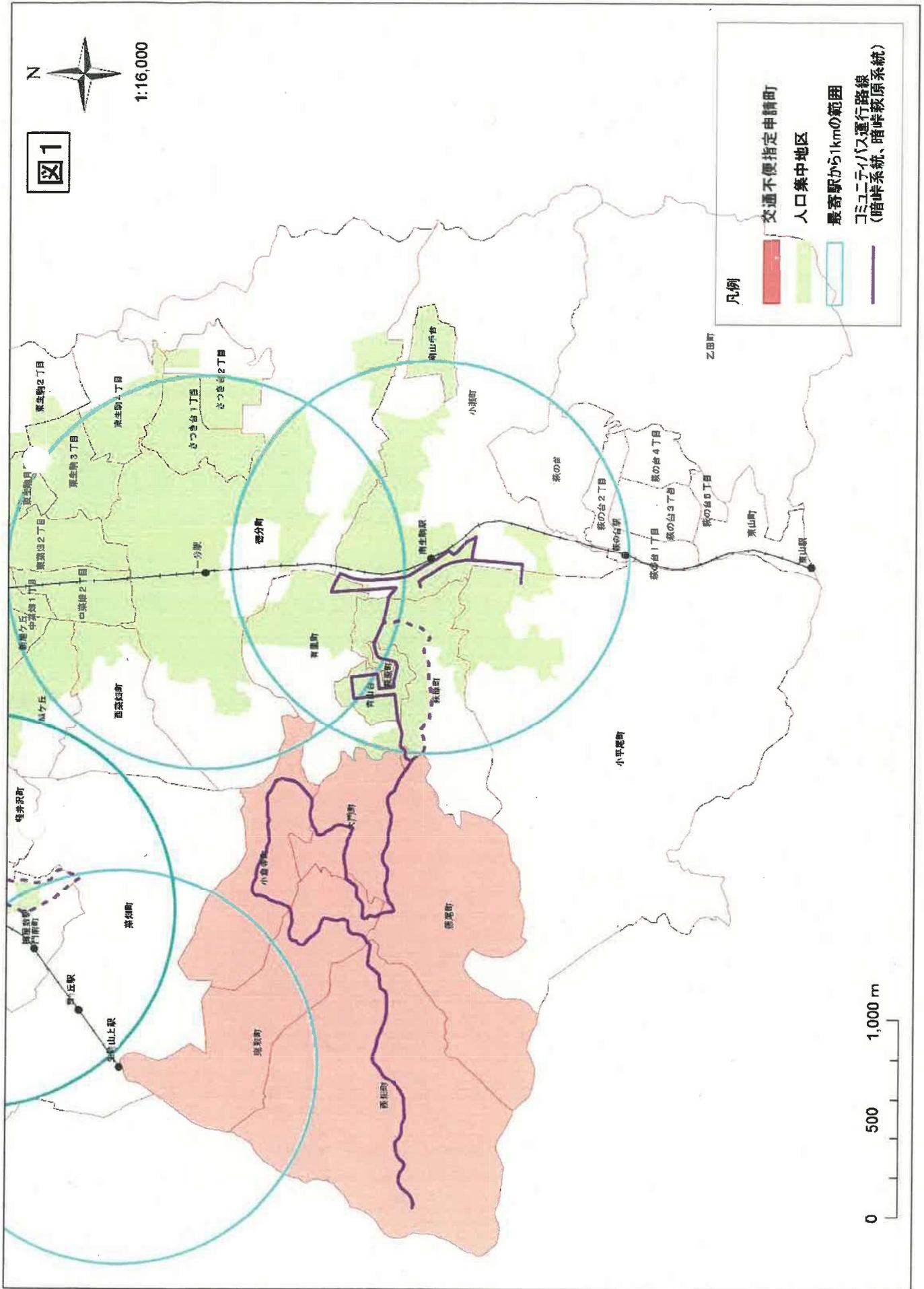
E-mail const-plan@city.ikoma.lg.jp

交通不便地域指定申請書（別表7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 県・市区町村名
奈良県生駒市
2. 指定を受けようとする交通不便地域の概況
<ul style="list-style-type: none"> 交通不便地域の指定を受けようとする区域 藤尾町の一部、大門町の一部、小倉寺町の一部、鬼取町の一部、西畑町の一部 上記5町内の集落（いずれの集落も本件申請において交通不便地域としての指定を受けようとする区域に含まれる）には、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港、空港のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない交通不便地域である。また、集落以外の区域には、山間部に位置することもあり住民の居住はない。 当該区域の75歳以上の人口は平成24年度（4月1日）において14.8%であり、市全域における割合9.1%を大幅に上回っており、その率は増加している。（令和3年4月1日現在の75歳以上の高齢者が地域人口に占める割合は約19.8%で、全市平均の約14.2%を大きく上回る）こういった状況から、これまではタクシーの利用や区域内住民の自助努力等によりなされてきた生活のための移動手段の維持確保が、近い将来困難になると予想され、区域に居住する自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっていた。また、このような状況を受け、区域の自治会からも公共交通サービス提供の要望が出されていた。 平成23年3月に策定した、当市地域公共交通総合連携計画においても、地域の75歳以上人口の割合、地形（勾配）の状況、駅やバス停との距離などの要件から、最優先で公共交通サービス提供をするとされた2地区のうちの一つに位置づけられた。 以上の状況を踏まえ、当区域の生活のための移動手段の維持確保を目的に、平成23年10月17日からコミュニティバスの運行を開始した。
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
341人（藤尾町75人、大門町99人、小倉寺町44人、鬼取町63人、西畑町60人） 出典：生駒市住民基本台帳（令和3年3月）
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
藤尾町、大門町、小倉寺町、鬼取町、西畑町の各集落から、近畿日本鉄道株式会社が運行する近鉄生駒線の南生駒駅に接続するコミュニティバス路線。1日あたり3.5往復運行（1系統：暗峠系統3.5往復）
5. その他特記事項
今回指定を受けようとする市内5町の最寄り駅は、近鉄生駒線南生駒駅、一分駅、近鉄生鋼索線生駒山上駅となるが、うち生駒山上駅については、当該5町の集落と駅とを結ぶ一般道路はないことから、実質上最寄り駅として機能していない。

【添付書類】

- 地図（指定を受けようとする地域、導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）を記載してあるもの）
- その他参考資料



全体地図（暗峠線） ※R3. 5. 20～

